付

協議会組織図

	<u>\</u> =	1
		جه
7	/	
IJ		

規	約	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	Ρ.	1	\sim	4

••••• P. 5

壬生野地域まちづくり協議会規約

第1章 総則

(名称及び所在地)

- 第1条 この会は、壬生野地域まちづくり協議会(以下『協議会』という)と称する。
 - 2. この協議会の事務局は、伊賀市川東4539番地の4 壬生野地区市民センター内に置くものとする。

(目 的)

第2条 協議会は、壬生野地域を広域的コミュニティ範域と捉え、今後5年10年後の超高齢化を 見据えた「自分たちのまちは、自分たちでつくる」という、市民が主役の地域コミュニティの創造を目標に掲げ、様々な地域課題を解決していくために『壬生野地域まちづくり見直し計画』を策定し、地域住民が一体となった『住みよいまちづくり』を実践することを 目的とする。

(事 業)

- 第3条 協議会は、前条の目的を達成する為、『改定壬生野地域まちづくり計画』に基づき、次について協議し、まちづくり事業の推進を図る。
 - (1) 壬生野地域の総合的施策に関する事項。
 - (2) 市・行政施策との協働による事業に関する事項。
 - (3) 人権啓発、生活環境、健康福祉、防犯防災、教育文化、男女共同、及び地域活性化推 進事業に関する事項。
 - (4) 壬生野地域内、諸団体との連携・事業調整に関する事項。
 - (5) 壬生野地域まちづくり協議会事務所の管理運営に関する事項。
 - (6) その他目的達成に必要な事項。

(組織)

第4条 協議会は壬生野地域に在住、在勤する生活者をもって組織する。

(個人情報の保護)

第5条 個人の権利及び利益が侵害されることのないよう、個人情報の収集、提供及び管理等については特に慎重に行い目的以外に利用してはならない。

第2章 機 関

(機 関)

- 第6条 この協議会に、次の機関を置く。
 - (1)総 会
 - (2) 運営委員会
 - (3)部 会
 - (4) 役 員 会
 - (5)公 聴 会
 - (6)区 長 会
 - (7)編集委員会

(総 会)

- 第7条 総会は、協議会の最高議決機関であって、第13条第1項に定める役員及び第14条第1項 に定める全委員をもって構成する。
 - 2. 定期総会は、原則として年1回(4月)会長が招集し、地域の総意に基づいた事業計画・ 事業予算・協議会規約・地域まちづくり計画等について審議するものとする。
 - 3. 臨時総会は運営委員の過半数の要求があったとき会長が臨時総会を招集しなければならない。
 - 4. 総会の議長は、構成委員の中から選出する。
 - 5. 総会は構成委員の3分の2以上の出席(委任状含む)により成立する。
 - 6. 総会の議事は出席者の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(運営委員会)

- 第8条 運営委員会は、第13条第1項に定める役員及び第14条第1項に定める運営委員をもって 構成する。
 - 2. 運営委員会は、地域まちづくり計画の策定・変更並びにまちづくり事業の企画実践にあたる。
 - 3. 運営委員会は、協議会の企画運営、地域住民への啓発並びに実行委員会の提案事項、事業計画・予算の流用等について審議するものとする。
 - 4. 運営委員会は会長が招集するものとし、必要に応じて第14条第1項に定めるまちづくり 委員を加えることができるものとする。

(部 会)

- 第9条 部会は第14条第1項に定めるまちづくり委員及び一般公募による委員のほか各種地域活動団体と連携して構成する。尚、一般公募については市民の参画を促進するため、委員数の上限を定めず定期的に委員を募るものとする。
 - 2. 部会は運営委員会の定めにより下記のとおり構成するものとし、まちづくり協議会が主催する事業の実践にあたる。
 - (1) 防犯防災部会
 - (2) 生活環境部会
 - (3) 人権同和部会
 - (4) 男女共同参画部会
 - (5) 教育文化部会
 - (6) 健康福祉部会
 - (7) フレッシュ壬生野部会
 - 3. 前項の部会を円滑に運営させるため、各部会に部長及び事務局を置く。その選出方法は 互選とし、運営委員会の承認を得ることとする。

(役員会)

第10条 役員会は正副会長、事務局長、会計、幹事及び会長が必要と認めた者で構成し、会長が 適宜会議を招集し主宰する。

(公 聴 会)

- 第11条 公聴会は、全ての市民を対象とし必要に応じて開催するものとする。 但し議決権は持たないものとする。
 - 2. 公聴会は、地域のニーズを協議会活動に反映させると同時に地域のコミュニティを活性 化させることを目的とする。

(区 長 会)

第12条 区長会は、壬生野地域の区長並びに第13条第1項に定める会長、副会長及び事務局 長をもって構成する。

- 2. 区長会は、会長が必要に応じて招集し、会議を開催するものとする。
- 3. 前項の区長会を円滑に運営させるため、区長から区長会長を選出するものとする。選出方法は互選とし、区長会の承認を得ることとする。
- 4. 区長会は、「住民自治協議会に関する規則」第5条(協定の締結)に基づき、「まちづくりに関する基本協定書」の締結について審議するものとする。
- 5. 区長会は、伊賀市が交付する地域包括交付金について、次の各号にかかげる事項について審議するものとする。
- (1) 事務経費
- (2) 連絡事務経費
- (3)報酬経費
- (4)維持管理経費

第3章 役員及び委員

(役員)

- 第13条 協議会に次の役員を置く。
 - (1) 会 長 1 名
 - (2)副 会 長 3 名
 - (3) 事務局長 1 名
 - (4) 会 計 1 名
 - (5) 幹 事 若 干 名
 - 2. 役員の選出は第14条第1項の運営委員の中から選考委員が推薦し、総会の承認を得るものとする。
 - 3. 協議会の運営をより円滑化するため細則に定める相談役を置くことができる。

(委員)

- 第14条 協議会に次の委員を置く。
 - (1) 運営委員
 - (2) まちづくり委員
 - (3) 選考委員
 - (4) 会計監査委員
 - 2. 運営委員及び会計監査委員は、壬生野地域の区長(若しくは代表者)及び、地域活動を実践する各種団体等から選考委員が推薦したものとする。
 - 3. まちづくり委員は、一般公募及び選考委員の推薦によるものとする。
 - 4. 選考委員は壬生野地域の区長(若しくは代表者)とする。
 - 5. 第1項の委員数については細則にこれを定める。

(役員の職務)

- 第15条 役員の職務を次のとおり定める。
 - (1) 会長は、協議会を代表し会務を総括する。
 - (2) 副会長は、会長を補佐し会長に事故あるときはその職務を代行する。
 - (3) 事務局長は、協議会の事務全般を統括し運営委員会の連絡調整を図る。
 - (4) 会計は、協議会の会計事務にあたる。
 - (5) 幹事は、協議会会務の運営にあたる。

(委員の職務)

- 第16条 委員の職務を次のとおり定める。
 - (1) 運営委員は、協議会を総括的に企画運営し地域住民への啓発に努める。
 - (2) まちづくり委員は部会に属し、まちづくり事業の企画実践にあたる。
 - (3) 会計監査委員は、協議会会計の監査にあたる。

(任期)

- 第 17 条 役員及び委員の任期は定期総会から定期総会までの 2 年間とする。ただし再選を妨げない。
 - 2. 任期途中において欠員が生じた場合は、会長は役員会・運営委員会の議を経て後任者を補職する。この場合の任期は、前任者の残任期間とする。

第4章 会計及び会計監査

(会 計)

- 第18条 この協議会の経費は、補助金、諸収入及びその他の収入をもって充当する。
 - 2. この協議会の会計年度は、毎年4月1日から始まり翌年3月31日に終わる。

(会計監査)

第 19 条 この協議会の会計監査は、会計帳簿及び収入支出の状況を監査し、総会に報告するものとする。

附則

- 1. この規約は、平成16年1月23日から施行する。
- 2. この規約を改正しようとするときは、総会において出席者の過半数の賛同を得なければならない。
- 3. この規約に定めのない事項については、会長は運営委員会に諮り運営委員の承認を得なければならない。

平成17年3月28日 改正 一部改正 平成17年6月10日 平成18年4月24日 一部改正 平成21年4月25日 一部改正 一部改正 平成22年4月24日 一部改正 平成23年4月27日 一部改正 平成26年4月25日 一部改正 平成 年 月 日

壬生野地域まちづくり協議会組織図

